

國學院大學學術情報リポジトリ

1896年のジャンヌ・ダルク：
マーク・トウェインと小説内娯楽装置としての裁判

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 福井, 崇史, Fukui, Takashi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000029

1896年のジャンヌ・ダルク： マーク・トウェインと 小説内娯楽装置としての裁判⁽¹⁾

福井崇史

0. 序

『ジャンヌ・ダルクについての個人的回想』（*Personal Recollections of Joan of Arc* [1896]、以下『ジャンヌ』）⁽²⁾ に関して、その出版から12年後に書き手であるMark Twain自身が記した以下の言葉とその内容は、トウェイン研究者の多くにとって旧聞に属するものだ。

I like the *Joan of Arc* best of all my books and it is the best; I know it perfectly well. And besides, it furnished me seven times the pleasure afforded me by any of the others: 12 years of preparation & 2 years of writing. The others needed no preparation, & got none. (Cox、250、強調原文)

Ernest HemingwayやWilliam Faulknerを含む少なからぬ作家や批評家に、「現代アメリカ文学の父祖」と目される19世紀アメリカ文壇の巨人が、『ハックルベリー・フィンの冒険』でも『アーサー王宮廷のコネチカット・ヤンキー』でもなく、『ジャンヌ』を自身の最高傑作として名指すというこの些か意外な発言は、トウェイン研究者にとって不可解なものであり続けている。

トウェイン生前に出版された最後の本格的長編小説である『ジャンヌ』は、ジャンヌ・ダルクの幼馴染という設定の架空の人物による回想録という形をとっているが、語られる内容は史実を基にしたものであり、創作的要素が介入する余地は決して多くはなく、「歴史小説」に分類されるのが相応しいものである。しかし、研究者たちは上記のトウェイン自身による言葉を閑却しておくことは出来ず、これを単に「トウェインの書いた歴史小説」と額面通りに受け取ることなく、作家

自身をかくも心酔させたこの作品の魅力を探ろうとするかのように、様々な観点からこの作品について論じてきた。以下にみるように、水野敦子による論考「ジャンヌ・ダルクとアメリカの歴史」を読めば、『ジャンヌ』がいかに多様な観点から/いかに多様なキーワードを用いて論じられてきたかが理解できるだろう。

まず、トウェインの後期から晩年にかけての作品について語る際に避けて通れないのが、“Twain’s later years’ pessimism” (20) の問題⁽³⁾であるが、水野も例に漏れず、まずこの作品についても明確に、“Joan of Arc is a pessimistic work” (23) と断じている。あるいはこの作品は、

The theme of *Joan of Arc* is the contrast between the world of the innocent children and the world of the evil adults like that of *Huckleberry Finn* (1884).
(20)

というように、「無垢な子供と邪悪な大人の対比」の物語として語ることも可能であれば、

In the medieval feudal society, Joan is suppressed as a poor farm maid doubly in terms of class and gender, so she has to struggle with the male chauvinistic adults first of all. (20)

というように、「人種」と並んで現代文芸批評における三種の神器となった感のある「階級」や「ジェンダー」というキーワードを持ち出して論じることも可能である⁽⁴⁾。またあるいは、「最愛の娘スージーをモデルにした、信仰心の厚い、道徳的な少女ジャンヌの苦難と自己犠牲を描いて、典型的なセンチメンタル・ノヴェルといえる側面を多分にもっている」(生駒[亀井]、158) というように、19世紀の感傷主義と接続させることも可能ならば、“That she was a courageous warrior against a corrupt church and state spoke to [Twain’s] partly concealed rebellious anger” (Kaplan, 459) というように、「腐敗した教会・国家への反抗」を描いた反権力/反体制小説と捉えることも可能である。

このように、『ジャンヌ』が様々な切り口から語りうる作品であることは確認できた。本稿は、しかしながら、改めて上記のトウェイン自身による発言に立ち返ることから始めたい。『ジャンヌ』が「構想12年、執筆2年」の労作であることを述べた一文は、先に引用したトウェインの言葉の中でもよく知られた箇所ではあるが、「10年以上温めて、(絶筆にすることもなく) 何故この時期に書いたのか」という問いが立てられることは、これまでになかったように思われる。また、この箇所と同様によく知られる、『ジャンヌ』が最高傑作」というトウェインの自己評価だが、これを踏まえて「何故ここまで自己評価が高い作品なのか」を探る

うとする論調の先行研究は多いように思えるが、この自己評価の「本気度」に疑義を呈する類の論考も、これまでになかったようだ。以上を踏まえて本稿は、Fredric Jameson以降の「常に歴史化せよ」という批評の通奏低音に合わせ、この作品を眺めるに際し、歴史的な縦糸、というより、トウェインの作品史という微視的な縦糸を導入することで、以下の仮説の妥当性を論証したい。まず一つ目の仮説は、トウェインは『ジャンヌ』を、他ならぬこの時期だからこそ書いた、というもの。さらに二つ目として、『ジャンヌ』は、本人にとって決定的に自信のあったはずの箇所が、決定的に納得のいかない箇所になってしまい、実際のところ、この作品に対する不満は大いにあった、というものである。

1. 1896年と「裁判」

前項で述べたように、トウェインの作品史という観点から、まずは『ジャンヌ』の周辺を確認してみよう。

まず注目せねばならないのは、*Harper's Monthly*誌上で『ジャンヌ』の連載が開始される1895年の前年に、『まぬけのウィルソン』(*Pudd'nhead Wilson* [1894]、以下『ウィルソン』)が出版されていることである。指紋による個人の特定という、当時の警察組織もまだ採用していなかった最新知識⁽⁵⁾を活用した探偵小説として名高いこの作品は、Fred Kaplanが『ジャンヌ』の執筆開始時期と推定する1893年⁽⁶⁾に完成したものだ。また、同時期に草稿が執筆され、1895年に完成しその翌年に出版されたのが、『探偵トム』(*Tom Sawyer, Detective* [1896])である。そして、『ウィルソン』と『探偵トム』というこの二作に、さらには『ジャンヌ』にも共通する要素として見過ごせないのが、これら三作すべての中に、さらに言えば、どの物語の佳境部分にも、裁判/法廷シーンが配されている、ということだ。

トウェインと裁判/法廷の交錯点として最初のものと思われるのは、これらの作品成立時期から遙か30年ほど遡った1864年のこと、新聞記者として出席した法廷での体験を元にした、「スミス対ジョーンズ裁判における証拠」(“The Evidence in the Case of Smith vs. Jones”)という記事である。このように非常に早い段階でトウェインとの接点を示す裁判/法廷というものについて武田貴子は、「トウェインは法に対する不信感を終生もっていたが、作品のなかでは法廷での陳述をおもしろおかしく描き出し、司法を揶揄、諷刺する場面が多く見られる」としており(武田[亀井]、246)、実際トウェインは1873年の *The Gilded Age: A Tale of Today* においても、殺人事件の裁判を描き出し、「陪審制度の危うさを喝破」している(同)。

これらよりよく知られると思われる、トウェインによる小説内での裁判/法廷の使用例としては、『トム・ソーヤーの冒険』(*The Adventures of Tom Sawyer* [1876]、以下『トム』)の中盤のクライマックスにおける、インジャン・ジョーの法廷か

らの逃亡シーンが挙げられる。まずここでは、裁判/法廷というものが、アメリカの片田舎の共同体における娯楽的なものとして描かれていることに注目してもいいだろう——“All the village flocked to the court-house the next morning, *for this was to be the great day.*” (148、強調引用者) 殺人事件の真犯人を暴きだすため、勇気を振り絞るトム証言が核心に迫る中、決定的な瞬間に大胆な逃亡を図る、混血のならず者ジョーを描いたこの場面は、既にこの時点でトウエインが、裁判/法廷というものを小説内娯楽装置として自家薬籠中のものとしていることを窺わせる。

The strain upon pent emotion reached its climax when the boy said, ‘And as the doctor fetched the board around and Muff Potter fell, Injun Joe jumped with the knife and—’

Crash! Quick as lightning, the half-breed sprang for a window, tore his way through all opposers, and was gone! (151)

直接話法による語りに一呼吸を置くという、この引用中にみられる手法は、読者（ならびに場面中の聴衆）の緊張感を高めることに成功していると言える。このように、1870年代までの作品で裁判/法廷シーンの露出が徐々に増えていることを考えると、むしろ80年代における代表作、どころか一般的にいえば彼の最大の代表作である、『ハックルベリー・フィンの冒険』（1886年）に、それがないことのほうが不思議に思えるほどである。

同時代的にみても、アメリカ国内では1886年のヘイマーケット事件とその裁判、1893年には人種隔離政策の法的根拠となった「分離すれど平等 (separate but equal)」の判決文で悪名高いブレッシー対ファーガソン裁判、国外では1894年のドレフュス事件とその裁判というように、1890年前後には世間の耳目を集める裁判が多かった⁽⁷⁾が、そもそも伝記作家キャプランによれば、トウエインが本腰を入れてジャンヌ・ダルクについての調査を始めたのは、1891年の末ということである (459)。

こうした流れの中、トウエインは1893年に『ウィルソン』を完成させ、そこから一年を挟んだ1895年の初頭に、『ジャンヌ』の中でも法廷シーンを含んだBook 3と『探偵トム』を、同時期に脱稿している。こうして垣間見えるように思えるトウエインと裁判/法廷との接点だが、決して幻でないことの証左となりそうなのは、完成して間もない『ウィルソン』について友人に報告する、1893年7月30日付の書簡におけるトウエインの言葉だ。

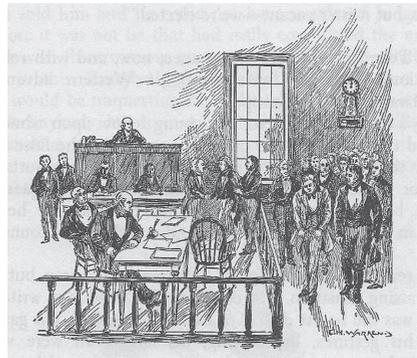
The whole story is centered on *the murder and the trial*; from the first chapter the movement is straight ahead without divergence or side-play to *the murder*

and the trial; everything that is done or said or that happens is a preparation for those events. (590-91、強調引用者)

以上を鑑みて、『ジャンヌ』の構想から執筆に至る時期に、トウェインが裁判/法廷に強い興味関心をもっていた、さらに言えば、上の引用から窺えるように、挪揄/諷刺すべき対象としてというより、小説内における娯楽的要素としてのそれに入れ込んでいた、という可能性は、真摯に考慮されるべきだろう。すなわち、トウェインが、長らく興味をもっていた救国の少女ジャンヌ・ダルクというテーマを、何故このタイミングで形にしたのかという点と、この時期に裁判/法廷に入れ込んでいたらしいことを関連付けて考えても、それほど牽強附会ではないのではないか。ここで作業仮説を立てるとすれば、以下のようなになる。1860年代から70年代にかけて、作品内で数度使用したこともあり、裁判/法廷というものの小説内娯楽装置としての有用性に気付きつつあったトウェインは、個人的に興味をもち続けていたジャンヌ・ダルクについて、1891年ごろに本腰を入れて調べてみたところ、その生涯の最後に彼女が裁判（正確に言えば異端審問）にかけられていたことが分かった。そこで、既に『ウィルソン』を書き始めており、文学作品における法廷シーンの扱いに自信をもっていたトウェインは、小説『ジャンヌ』の執筆を決意した、という具合だ。

2. トウェイン作品における小説内娯楽装置としての裁判/法廷

ここで具体的に、代表的なトウェイン作品における裁判/法廷シーンと、『ジャンヌ』のそれとを比較してみることにしよう。上で確認したように、先行研究は「司法を挪揄/諷刺する」というのがトウェインの裁判/法廷に対する基本姿勢であるとしていたが、実際に小説作品に描き出された当該シーンを読み直してみると、それは挪揄/諷刺する対象というより、先に引用した『トム』におけるインジャン・ジョー逃亡シーンのように、緊張感を俄かに高めて読者を物語に引き込むための、強力かつ安全な装置のようなものとして扱われていることが分かるだろう。トウェインは、『トム』でも既に十分に裁判/法廷シーンを使いこなしていたように思えるが、その娯楽装置としての完成形を、我々は1893年完成の『ウィルソン』の



（『ウィルソン』における法廷シーンを描いた挿絵 [113]）

クライマックスとなる法廷シーンにみることができる。

“... that the person whose hand left the blood-stained finger-prints upon the handle of the Indian knife is the person who committed the murder.” *Wilson paused, during several moments, to give impressiveness to what he was about to say, and then added, tranquilly, “We grant that claim.”*

It was an electrical surprise. No one was prepared for such an admission.
(106、強調引用者[二番目を除く])

『トム』においてはインジャン・ジョーの逃亡劇によって突発的に生み出されていた、直接話法の語りの中断 (“pause[d]”) は、ここでは明白に意図的に行われていることが分かる。法廷における証人の証言、あるいは弁護人や検察側の尋問という、ただでさえ聴衆に静寂が求められる場面で、証言/尋問を行う人間のほうが意図的に沈黙することで聴衆/読者の緊張感を高めるといふ、このトウエイン流裁判/法廷シーン活用術は、ここにおいて完成を迎えたといつてよい。以下に引用するのは、「指紋というのは、双子のものであっても同一ではない」といふ、フランシス・ゴルトン卿が1892年に著書 *Finger Prints* で報告したばかりの当時最新の知見を、『ウィルソン』の主人公である、無実の被告人の弁護を買って出たデイヴィッド・ウィルソンが披露した直後の場面である。

Wilson stopped, and stood silent. Inattention dies a quick and sure death when a speaker does that. *The stillness gives warning that something is coming.* All palms and finger-balls went down, now, all sloughing forms straightened, all heads came up, all eyes were fastened upon Wilson’s face. *He waited yet one, two, three moments, to let his pause complete and perfect its spell upon the house* ... (109、強調引用者)

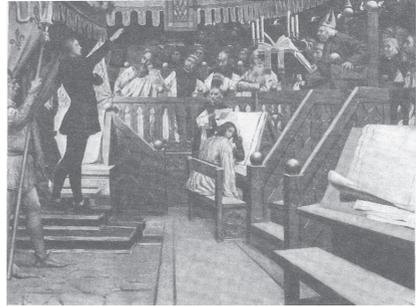
なおウィルソンは、法廷シーンの終了直前にも再度同様の沈黙を用いているが、そこではそれが “[he made] one of his effect-collecting pauses” (112、強調引用者) とされていることに注意を促しておきたい。

次に『ジャンヌ』における裁判/法廷シーンだが、まず確認しておきたいのは、ここでの主人公ジャンヌも、その法廷での振る舞いは、見紛うことなく「トウエイン流」だということである——“*After a pause she added these words, memorable forever ...*” (385、強調引用者) さらに、ジャンヌに異端を宣告したいがため、神と直接交渉をもったという言葉質を彼女から取ろうとする審問官からの質問を受ける局面では、意図的ではないにしろ曖昧に答えることで、彼女はウィルソン譲りの「効果」を生み出す。

“If I be not in a state of Grace, I pray God place me in it; if I be in it, I pray God keep me so.”

Ah, you will never see *an effect like that*; no, not while you live. For a space there was the silence of the grave. (354、二番目の強調引用者)

そして、このジャンヌと対比させるかのように、審問官の一人がそれを生み出しそこねる場面まで、ご丁寧にも用意されている。



(“THE TRIAL OF JOAN OF ARC”と題された、『ジャンヌ』中の挿絵 [396])

He began flowingly, but in the midst of a flowery period his memory failed him and he had to snatch a furtive glance at his manuscript—*which much injured the effect*. Again this happened, and then a third time. The poor man’s face was red with embarrassment (406、強調引用者)

最後に触れておきたいのが、『ジャンヌ』と同時期に書かれた『探偵トム』の裁判/法廷シーンだ。語り手であるハックが拙い英語で伝えているのは、法廷で(ここでも)無実の被告人の弁護を買って出たトムが、意図的な沈黙の生み出す「効果」を自由闊達に操る様である。

Then Tom he stood there and waited a second or two—that was for to work up an “effect,” as he calls it—then he started in just as ca’m as ever, and says (61)

Tom waited a little here, for some more “effect”—then he says (64)

He stopped then, and studied a minute—laying for an “effect”—I knowed it perfectly well. (67)

That was it, you see—he just done it to get an “effect” (67)

以上で、単純に“pause”や“effect”といった用語の連続性からも、そしてこれ

らの修辞の具体的な使用例からも、『ジャンヌ』がトウエインによる裁判/法廷ものの系譜に連なる作品であること、さらに、その系譜上においては、意図的な沈黙で緊張感を高め、読者を物語に引き込む小説内娯楽装置として裁判/法廷を用いる伝統があることが、十分に確認できたはずだ。

3. 娯楽装置として「不完全」だった『ジャンヌ』の法廷シーン

このように、単なる歴史小説では終わらず、トウエイン流の裁判/法廷シーンというアクセントが加えられた『ジャンヌ』だが、果たして同時代の読者層にはどのように受容されたのだろうか。果たして、Louis J. Buddの編纂したトウエイン作品に関する同時代評論集から窺えるのは、『ジャンヌ』は決してトウエインが思い描いたであろう通りの受けとめられ方をしたわけではない、という事実だ。

1896年6月の*London News*の記事——“In literature there are few scenes more moving than these ... of Joan’s trial, life in prison, and doom at the stake.” (401)——や、あるいは同年7月の*American Hebrew*の記事——“the descriptions of the trials and execution of Joan of Arc would do credit to the most excellent of historical word-painters.” (404-05)——のように、最大級の賛辞を贈る論者もいたことは確かである。だが、同年5月に発行されたニューヨークの*Bookman*紙は、トウエインが「歴史的なものと純粋に想像上のものとを、適切に融合することに失敗している (“he has failed ... to fuse properly the historic and the purely imaginary”)] (378) と断じているだけでなく、トウエインが娯楽装置として配したはずの法廷シーンについては、「裁判の長ったらしい扱いに見て取れる、バランス感覚の欠如 (“the lack of a sense of proportion displayed in the lengthy treatment of the trial”)] (379) に不満を述べ、その冗長さをあげつらうのみである⁽⁸⁾。こうした賛否両論の同時代評があったにも関わらず、トウエイン自身は出版から12年後の時点において、本稿冒頭に引用した『『ジャンヌ』こそが最高傑作』という趣旨の言葉を記していたのであった。

ここで、先に提起した仮説の二つ目を検討する作業に移行したい。すなわち、『ジャンヌ』においてトウエインが自信をもっていた箇所、あるいは自信をもって仕掛けたはずの装置が、決定的に納得のいかない箇所になってしまい、実際のところこの作品に対する不満は大いにあった、というものだ。

一つその前に参照しておきたいのは、アメリカ小説と法についてのLeonard Cassutoによる先行研究である。2011年の*The Cambridge History of the American Novel*において、“Law and the American novel”の章を担当するキャストは、

And law novels often derive their plots from the processes of investigation and trial — their climax being furnished by the chilling or liberating certainty of a

verdict. (767)

と、「法律小説は捜査や法廷からプロットを展開し、クライマックスは評決の場面」という当を得た指摘を行っており、これはここまでで概観したトウェイン作品内の裁判/法廷シーンに関しても、それなりに当てはまっていると言える。キャストはまた、「法とフィクションの親和性」とでも言うものについて、次のように述べている——“Law and fiction both use narrative form to establish or challenge values, norms, and ideas of order.” (767) 「法とフィクションはどちらも、秩序や価値規範を維持する、あるいは逆にそれらに異議申し立てを行う際に、物語の形式をとる」という趣旨のこの指摘を念頭に置いて、トウェインによる裁判/法廷シーンを眺め直してみよう。

『ウィルソン』では、指紋に関する知識を利用したウィルソンの推理により、法廷で殺人事件の真犯人が明らかになることで、裁判の結果（あくまで表面的ではあるが）共同体の秩序が維持される。『探偵トム』でも、殺人事件が解決するどころか、実のところそもそも殺人事件など起こっていないことが判明し、かつ無実の人間の冤罪が晴れる運びとなり、ここでも裁判の結果、共同体の秩序は維持されたと言っている。それに対して『ジャンヌ』においては、裁判/法廷での審理を通じて維持されるのは、支配者側にとっての秩序や価値規範であり、それに対するジャンヌの側からの異議申し立ては失敗に終わり、彼女は火刑台へと送られることになる。無論、これは史実がそのようなため当然のことでもあり、またこの「失敗」を描き出すこと自体が、異端審問の不条理さや、当時のフランス国内の醜い政争の暴露につながるという、一つの“challenge”であるとも言える。ただ、この作品に先立って完成させていた『ウィルソン』において、“pause”と“effect”を駆使した痛快な裁判/法廷シーンを生み出すことに成功していたトウェインにとっては、あるいはそれに成功していたからこそ、法廷シーンを痛快なものにすることが（史実に基づく以上）どうしても不可能であった『ジャンヌ』の執筆は、非常な憤懣を感じるものだったのではないか。つまり本稿が主張したいのは、その憤懣の証拠こそが、『ジャンヌ』を手掛ける中で執筆が開始され、ほぼ同時期に書き上げられた『探偵トム』そのものではないか、ということだ。上で確認した同時代評にあったように、『ジャンヌ』内の法廷シーンに対する賛辞があったことは確かであり、この作品でも裁判/法廷は、小説内娯楽装置としての機能はある程度果たしたといえる。しかし決定的なことに、これが書き手自身、すなわちトウェイン自身を楽しませる「娯楽装置」とは成りえなかったからこそ、三作続けて裁判/法廷を扱うことになっても、彼は『ジャンヌ』執筆中から『探偵トム』を手掛けることにしたのではないだろうか。

付言すると、1896年11月の『探偵トム』出版直後にも、トウェインは裁判/法廷を作品中で扱っていたことが知られている。『ジャンヌ』ならびに『探偵トム』

出版の翌年に書かれていた「トムの陰謀」(“Tom Sawyer’s Conspiracy” [1897])なる作品は、誤解から逮捕された黒人奴隷のジムを助けるため四苦八苦する少年たちを描いたものだが、逮捕されたジムを裁く法廷が開かれた後、その「息詰まる法廷劇の途中で」絶筆になっている(辻[亀井]、133)。『ジャンヌ』で法廷シーンが不完全燃焼に終わった反動からか、娯楽装置を娯楽装置として健全に作動させることに執心したのかは定かではないが、同じ装置を四作続けて使い回すことは、さしものトウエインでも困難であつたらうことは想像に難くない。

4. 裁判/法廷を小説内で用いたトウエインの先駆性

こうして、二つの仮説を検証する形で『ジャンヌ』についての考察を行ったが、これによって少なくとも、この作品が単に歴史小説として済ませられるようなものでも、いわんや「トウエインの晩年におけるペシミズム」の現れとして片付けられるようなものでも、決してないことだけは明らかになったはずだ。裁判/法廷という「おもちゃ」を飽くことなく作品内で使い回そうとするトウエインの姿は、ペシミズムという言葉が惹起するイメージとは懸け離れたものであろう。

最後に付言すると、後藤和彦は「社会派としてのマーク・トウエイン」について書く中で、当時のアメリカ社会最大の問題であった「人種」問題のみならず、反戦、社会諷刺、金権批判と読める作品を書き続けたトウエインは、「たとえばほぼ同時代に活躍したヘンリー・ジェイムズなどに比べれば実に明白だが、きわめて社会意識の高い作家であった」としている(後藤[亀井] 53)。ここではこの見解を支持するだけでなく、そこにさらに補遺を付したい。すなわち、「社会意識の高い」トウエインという作家は、「訴訟社会アメリカ」を文学作品で捉えた先駆者として捉えることもできるのではないかと。

注

- (1) 本稿は、2013年10月14日に開催された、日本マーク・トウエイン協会第17回大会(於・慶應義塾大学)におけるワークショップ「*Joan of Arc*を新しく読む」における報告の原稿に、大規模な加筆修正を加えたものである。
- (2) 以下、本稿におけるこの作品からの引用は全て、引用文献に挙げたOxford版に準拠する。
- (3) トウエインは晩年に厭世主義/ペシミズムに陥り、その最たる例がエッセイ「人間とは何か」(“What is Man?” [1906])である、という見解は、正鵠を射ているか否かは別として、トウエイン研究における定説となっている。
- (4) 本合陽は、2003年の「『ジャンヌ・ダルク』に潜むホモエロティシズム」(『英米文学評論』第49号所収)において、この作品における、ジャンヌの男性性を強調しつつ少女の枠に連れ戻そうとする語りあるいは語り手の二重性について論じている。
- (5) スコットランド・ヤードが犯罪者特定のために指紋鑑定を採用したのは1901年7月だが、アメリカでは更に遅く、アラン・ピンカーの長男であるウィリアムらの働きかけもあつ

てこれが採用されたのは、世紀転換後の1910年のことだった。

- (6) トウェインは、遅くとも1893年の初頭には『ジャンヌ』を書き始めていたと、キャプランはみている (469)。
- (7) トウェインの盟友である、19世紀末アメリカ文壇の大御所William Dean Howellsを苛み続け、遂には長編*A Hazard of New Fortunes* (1890) を執筆させるに至ったヘイマーケット事件よりも、キャプランによると、特に『ジャンヌ』完成直前の1894年頃には、トウェインはドレフュス事件のほうに興味を引かれていたようだ (494, 561)。
- (8) 同様に、1896年6月の*Manchester Guardian*も、“the trials and examinations, relieved by an occasional happiness of retort, are *irritating and wearisome*” (402-03、強調引用者) というように、法廷シーンに対し憤懣の色を表している。

引用文献

- Budd, Louis J. Ed. *Mark Twain: the Contemporary Reviews*. Cambridge: Cambridge University Press, 1999.
- Cassuto, Leonard. et al Eds. *The Cambridge History of the American Novel*. Cambridge: Cambridge University Press, 2011.
- Cox, James Melville. *Mark Twain: The Fate of Humor*. 1966. Columbia, Missouri: University of Missouri Press, 2002.
- Kaplan, Fred. *The Singular Mark Twain: A Biography*. New York: Doubleday, 2003.
- Twain, Mark. *The Adventures of Tom Sawyer*. 1876. New York: Penguin Books, 1994.
- . *Mark Twain's Letters*. 1923. Ed. Albert Bigelow Paine. (The Writings of Mark Twain Vol. 35) Tokyo: Hon no Tomosha, 1988.
- . *Personal Recollections of Joan of Arc*. 1896. New York: Oxford University Press, 1996.
- . *Pudd'nhead Wilson*. 1894. *Pudd'nhead Wilson and Those Extraordinary Twins*. Ed. Sidney E. Berger. New York: Norton, 1980. 1-115.
- . *Tom Sawyer, Detective*. 1896. New York: Dover Publications, 2002.
- 亀井俊介 編集、『マーク・トウェイン文学/文化事典』. 東京: 彩流社、2010.
- 水野敦子「ジャンヌ・ダルクとアメリカの歴史」『山陽女子短期大学研究紀要』26、2000 (12.25) 19-29.